

第二管区海上保安本部公示第15号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年6月17日

第二管区海上保安本部長

長井 総和（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 秋田県建設部秋田港湾事務所
- (2) 住所 秋田県秋田市土崎西一丁目7番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

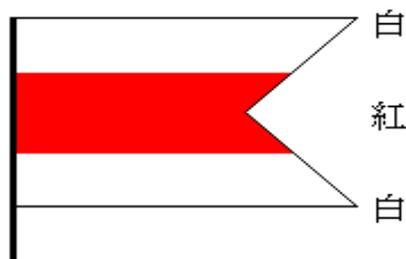
- (1) 区域 秋田港本港地区（付図のとおり）
- (2) 期間 許可日から
令和8年3月31日

3 水路測量の実施方法

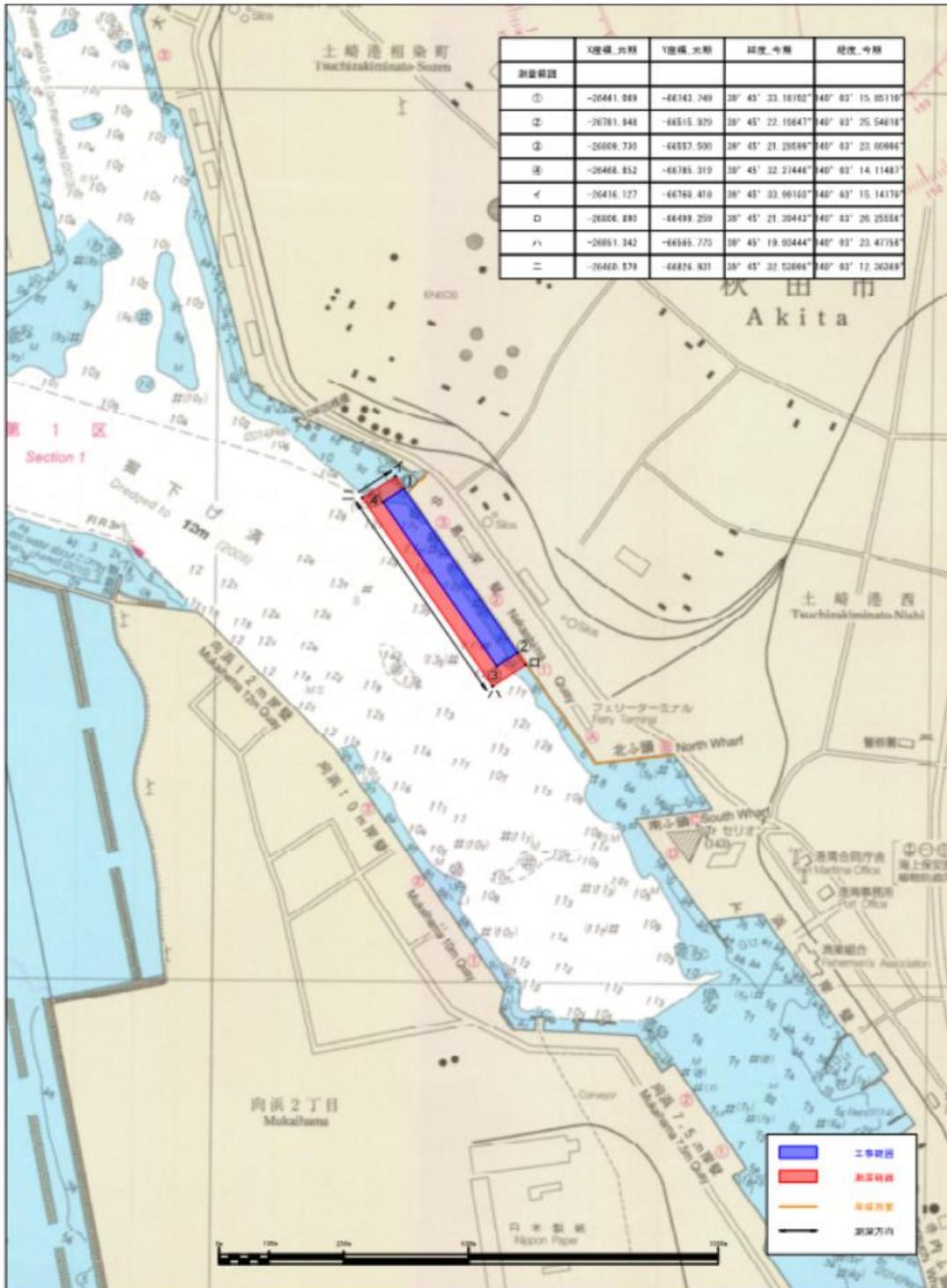
GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域



関連海図：W148
縮尺1:10000